

令和3年4月28日

保護者 様

鳥取市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しており、本県においても緊迫した状況が続いております。学校では、引き続き手洗い、マスク着用、換気、社会的距離を保つ等の対策により、今後も感染拡大防止に努めていますが、いつ、誰が感染してもおかしくない状況です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため下記のとおり対応としますので、保護者のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 PCR検査を受けた際の連絡について

児童生徒がPCR検査を受けることとなった場合には、速やかに学校に一報していただくようお願いいたします。

これは、その後の対応（臨時休業等）に備えることを目的としたものであり、鳥取市教育委員会と学校でその情報を共有しますが、それ以外には口外することはなく個人情報の管理は徹底します。

2 学校名公表について

本市の方針として、市有施設である学校において、その職員や児童生徒等に感染が判明した場合、学校名を公表することとします。

これは、感染拡大防止に努めるとともに、市として責任ある情報を伝えることで、地域住民の不安を払しょくし、詮索や誹謗中傷を防ぐためのものです。

3 臨時休業期間について

職員や児童生徒等に感染が判明した場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の臨時休業とすることを基本としつつ、保健所の疫学調査を踏まえ、専門家等と相談の上、最終的に決定することとします。

4 児童生徒の陽性が確定した場合

児童生徒が感染した場合は、治癒するまで（医師の指示があるまで）は出席停止となります。

5 保健所から「濃厚接触者」と特定された場合

学校は臨時休業とはせず、当該児童生徒のみ出席停止となります。その期間は、感染者と最後に接触した日の翌日から数えて14日間とします。

6 今後の状況等の変化により、対応方針の変更・見直しが必要となった場合は改めて連絡します。